

令和3年度3月 所沢市農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|--------|--|-----------|------------|--|--|--|
| 開催日時 | 令和4年3月25日 午前9時30分～11時30分 | | | | | |
| 開催場所 | 所沢市役所 502会議室 | | | | | |
| 議案 | 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について | | | | | |
| | 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について | | | | | |
| | 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について | | | | | |
| | 議案第4号 農地法第5条の規定による買受適格者証明願について | | | | | |
| | 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について | | | | | |
| | 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構） | | | | | |
| | 議案第7号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について | | | | | |
| 出席委員 | 1番 池田 正巳 | 2番 越阪部 勲 | 3番 越阪部 一 | | | |
| | 4番 内野 喜昭 | 5番 糟谷 裕義 | 6番 増田 貴雄 | | | |
| | 7番 池田 稔 | 8番 鈴木 浩之 | 9番 見澤 幸一 | | | |
| | 10番 石井 一 | 11番 川口 浩 | 12番 栗原 茂 | | | |
| | 14番 石井 進 | 15番 水村 英紀 | 16番 本橋 与志喜 | | | |
| | 17番 新井 祥穂 | | | | | |
| 出席推進委員 | 10番 野村 與志次 | | | | | |
| 欠席委員 | 13番 大館 浩一 | | | | | |

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号14番 石井進委員 15番 水村英紀委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は452平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定している農地について所有権移転をするものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字下富字霞ヶ台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,755平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字下富字霞ヶ台の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて3,692平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は大字上安松字庚塚の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて3,323平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上の4件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：続きまして受人の営農状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：受人の居住する久米地区では農地を耕作していないため、営農状況については分かりません。近隣の農家にも営農状況について尋ねましたが、分からないそうです。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番と3番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：申請番号2番と3番について審議します。申請地、受人の営農状況及び下富地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 続きまして受人の中富地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番、3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番、3番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番、3番については、全会一致により許可とします。

申請番号4番について審議します。申請地、受人の営農状況及び上安松地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 続きまして受人の牛沼地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字駿河台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は652平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け駐車場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,411平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。

申請番号3番、所在地は大字中新井字富士見台の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて990平方メートルです。受人、

渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については下水道、ガス管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。

申請番号4番、所在地は大字中新井字富士見台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は495平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については下水道、ガス管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。

以上の4件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

委員： 受人は市外の業者で、申請地から距離があるように思われま。転用の必要性はあるのでしょうか。

事務局： 受人は以前より、申請地の近くの土地を資材置場として借りていました。しかし、土地所有者から返却するように言われており、その代替地を探してました。また、受人は所沢市内や東村山市等の東京都多摩地区で事業を行うことが多いため、本申請について必要性があると考えています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号4番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

- 議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。
- 申請番号1番、所在地は大字上安松字供養の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて53.18平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け自己用住宅敷地として拡張するもので、現在の住宅敷地と合わせますと199.19平方メートルとなります。
- 申請番号2番、所在地は大字上安松字供養です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は198平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け自己用住宅を建築するものです。
- 申請番号3番、所在地は大字坂之下字丙明改原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,425平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については高速自動車道のインターチェンジの出入口から300m以内にあることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け駐車場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による買受適格者証明願について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による買受適格者証明願について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による買受適格者証明願について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字西内手です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は165平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は公売による所有権移転です。農地区分に

については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を公売により買い受け、自己用駐車場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、適格相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により適格相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて774平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,472平方メートルです。以前からの貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月7日から令和7年4月6日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,721平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月7日から令和6年4月6日までの2年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,798平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月7日から令和6年4月6日までの2年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は330平方メートルです。以前からの貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月7日から令和7年4月6日までの3年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は495平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月7日から令和7年4月6日までの3年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は267平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は596平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,017平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号10番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,531平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号11番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,936平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号12番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は331平方メートルです。新たに使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号13番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字内出の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,973平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号14番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は所沢新町の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,515平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号15番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台です。現況地目は畑で、面積は1,669平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

申請番号16番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,799平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間です。

申請番号17番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,620平方メートルの内2,000平方メートルです。以前からの貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

申請番号18番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台です。現況地目は畑で、面積は4,375平方メートルの内1,000平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

申請番号19番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字雪見原の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,978平方メートルです。以前からの貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

申請番号20番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字雪見原です。現況地目は畑で、面積は316平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

申請番号21番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて7,639平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

申請番号22番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,337平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

申請番号23番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松です。現況地目は畑で、面積は1,322平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

申請番号24番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字南程久保の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆で合わせて4,719平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの

2年間です。

申請番号25番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字武蔵野の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆で合わせて2,487平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

申請番号26番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字帖野です。現況地目は畑で、面積は3,875平方メートルの内2,100平方メートルです。新たに賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

申請番号27番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字帖野です。現況地目は畑で、面積は2,075平方メートルです。新たに賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

申請番号28番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木です。現況地目は畑で、面積は2,614平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

申請番号29番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目です。現況地目は畑で、面積は871平方メートルの内810平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号30番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林一丁目の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて7,648平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号31番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて5,134平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

申請番号32番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糞谷です。現況地目は畑で、面積は1,495平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

以上の32件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしけ

れば挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番から6番までについては関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：申請番号2番から6番までについて審議します。地区担当の意見を願います。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番から6番までについて、意見、質問はありますか。

委員：受人が全て同一ですが、賃貸借契約、使用貸借契約と契約内容が異なるの
は何か理由があるのですか。

事務局：2番から6番については、受人は同一ですが渡人が異なるため、渡人の意
向によって契約内容が異なります。

議長：ほかに意見、質問がないようですので、申請番号2番から6番までについ
て、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番から6番までについては、全会一致により決定とします。

申請番号7番から9番までについては関連しますので一括で審議してよろ
しいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：申請番号7番から9番までについて審議します。地区担当の意見を願
います。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号7番から9番までについて、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番から9番までについて、決
定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号7番から9番までについては、全会一致により決定とします。

申請番号10番から14番までについては関連しますので一括で審議して
よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：申請番号10番から14番までについて審議します。中富地区担当の意見
をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。

議長：神米金、所沢新町地区担当の意見を願います。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ

ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号10番から14番までについて、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号10番から14番までについて、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号10番から14番までについては、全会一致により決定とします。
申請番号15番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号15番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号15番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号15番については、全会一致により決定とします。
申請番号16番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号16番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号16番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号16番については、全会一致により決定とします。
申請番号17番と18番について関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号17番、18番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号17番、18番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号17番及び18番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号17番及び18番については、全会一致により決定とします。
申請番号19番と20番について関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号19番、20番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

ます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号19番、20番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号19番及び20番について、決
定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号19番及び20番については、全会一致により決定とします。
申請番号21番から23番までについて関連しますので一括で審議して
よろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号21番から23番までについて審議します。地区担当の意見をお
願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号21番から23番までについて、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号21番から23番までについて、
決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号21番から23番までについては、全会一致により決定とします。
申請番号24番と25番について関連しますので一括で審議してよろし
いでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号24番、25番について審議します。地区担当の意見をお願いし
ます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号24番、25番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号24番及び25番について、決
定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号24番及び25番については、全会一致により決定とします。
申請番号26番と27番について関連しますので一括で審議してよろし
いでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号26番、27番について審議します。地区担当の意見をお願いし
ます。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当

- 該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号26番、27番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号26番及び27番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号26番及び27番については、全会一致により決定とします。
申請番号28番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号28番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号28番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号28番については、全会一致により決定とします。
申請番号29番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号29番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号29番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号29番については、全会一致により決定とします。
申請番号30番と31番について関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： 申請番号30番、31番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号30番、31番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号30番及び31番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号30番及び31番については、全会一致により決定とします。
申請番号32番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号32番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号32番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 申請番号32番については、全会一致により決定とします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長： 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は3,124平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,978平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字武野原です。現況地目は畑で、面積は834平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字武野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて1,176平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は4,016平方メートルの内2,000平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。以上の2件です。

議長： 議案第6号について関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 議案第6号について審議します。申請番号1番、2番について北野地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われまます。

議長： 申請番号3番、4番について中富地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。

議長： 申請番号5番について下富地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号番について、意見、質問はありますか。

委員： 議案第6号のような新規就農に関連した制度はいつから開始されていますか？

事務局： 担い手塾は、平成24年から制度として開始されています。またこうした新規就農に当たっては、就農から7年間補助金が交付されています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番から5番までについて、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番から5番までについては、全会一致により決定とします。

7 議案第7号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について

議長： 「議案第7号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第7号 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）について」御説明いたします。

下限面積（別段の面積）については、農地法第3条第2項第5号に規定されており、農地の売買等、権利移動をする場合の許可要件の1つで北海道を除く地域では50アールとなっていますが、その面積は、農地法や農林水産省令で定める基準に従い地域の実情に応じて農業委員会が設定できることになっています。

また、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっており、所沢市では毎年この3月の総会に於いて御審議いただいております。

このため、令和4年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項について、これは別段の面積を定めるにあたっての基準で、設定面積未滿の農地を耕作している農家数が区域内の農家総数のおおむね4割を下らないことが規定されています。

方針としましては、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行いません。

理由としましては、「農地法関係事務に係る処理基準」がございまして、その基準に下限面積を設定するにあたり、農林業センサスの調査結果の「経営耕地面積規模別経営体数」等を活用するとなっております。この調査は5

年ごとの国勢調査の年に実施しています。直近では令和2年に実施され、その結果では、市内の経営体数は742でその内50アール未満の農地を耕作している経営体数が121で16.3パーセントとなり、全経営体数の4割を超えていないため変更は行わないこととします。

(2) 農地法施行規則第17条第2項について、これは現に耕作の目的に供されていない、かつ、引続き耕作がされないと見込まれる農地いわゆる遊休農地が相当規模存在し、なおかつ、50アール未満の耕作者が増加することにより効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことが規定されています。

方針としましては、現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行いません。

理由としましては、令和3年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査では、遊休農地は約18.2ヘクタールで、市内全体の農地面積は約1,700ヘクタールあり、遊休農地の割合は約1.1パーセントになります。市内の指導対象農地率は、おおむね1パーセントと低い現状であり、耕作の目的に供されていない農地が相当規模存在していると言えないため変更は行わないこととします。

以上です。

議長： 事務局から農地法第3条の規定による下限面積(別段の面積)についての説明と現行の下限面積50アールの変更は行わない旨の提案がありました。意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行わないとする事務局提案でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： それでは、「議案第7号 農地法第3条の規定による下限面積(別段の面積)について」は、全会一致により現行どおり50アールとします。

8 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、16件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、1件

の証明をしました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。